

## 秋田港に入出港する船舶の皆様へ

秋田港には「港内交通の申合せ事項」が定められていますので、事故防止のため、航行船舶は以下の事項を遵守して下さるようお願いいたします。

### 港内交通整理のための区分

港内は、次の3区域に区分されています。

- ① A海域 旧北防波堤から東側の海域
- ② B海域 旧北防波堤と北防波堤の間の海域
- ③ C海域 北防波堤から北側の港外に至る海域

### 港内交通等の原則

(1) 港内航行船舶は、海上衝突予防法、港則法等の関係法令を遵守するとともに、原則として、船舶が行き合う場合は右側航行、C海域では出港船を優先させるものとする。

(2) A海域及びB海域においては、原則としてフェリーとほかの船舶は行き合い及び追い越しは行わない。ただし、次の場合を除く。

- ① 総トン数300トン以下の船舶が、A海域又はB海域でフェリーと行き合い等を行う場合。
- ② 総トン数5000トン以下の船舶が、無線等により常時フェリーと連絡が保たれている状態でB海域でフェリーと行き合い等を行う場合。

### 安全情報

1 秋田県沿岸域は、西寄りの強烈な風浪が発生した場合、遮蔽物が存在しないなど、錨泊に適さない海域であることから、荒天時には、秋田県沿岸における錨泊は自粛してください。

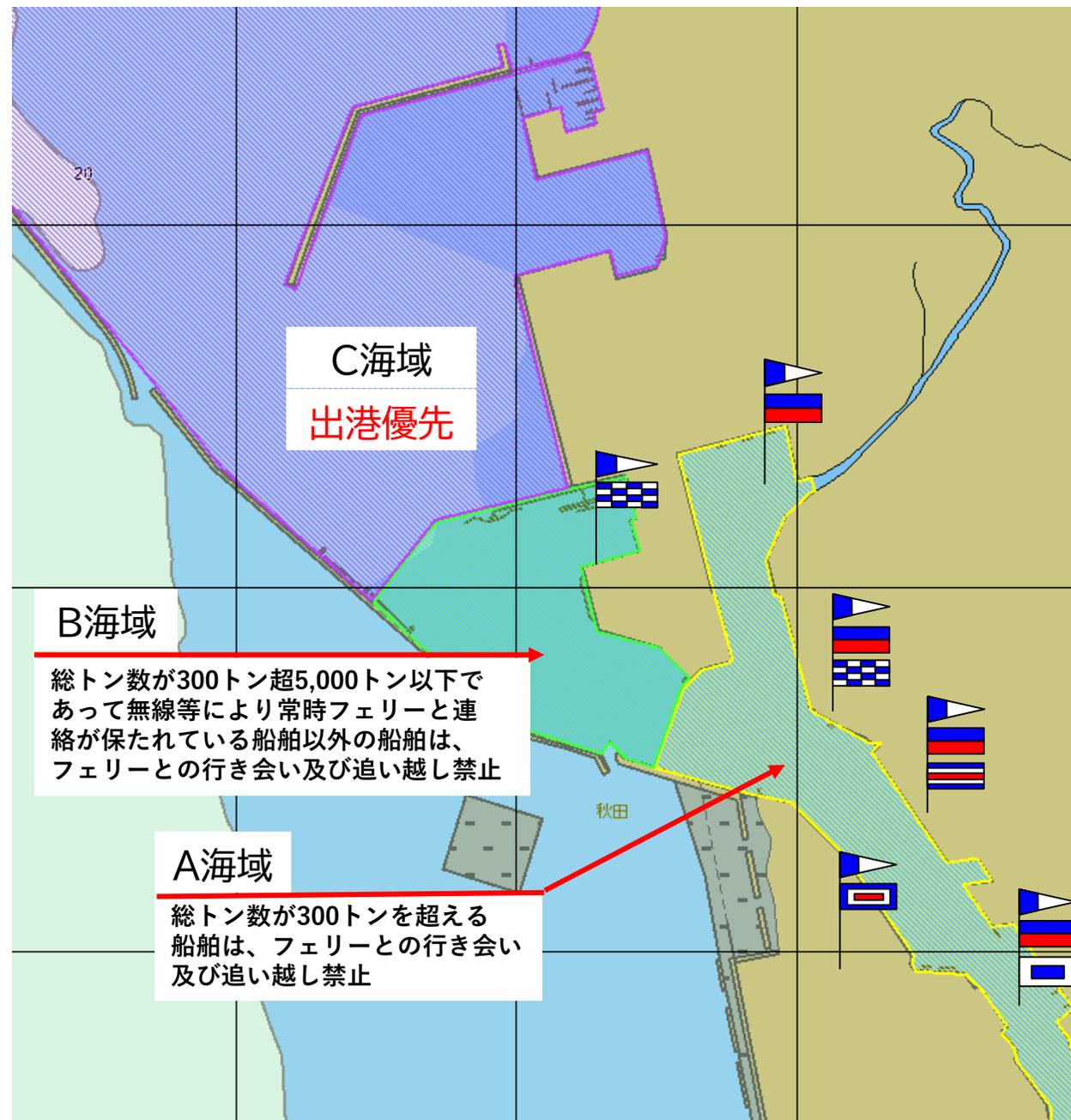
秋田海上保安部では、暴風警報が発表されるおそれがある場合は、港則法に基づく避難勧告を发出しています。

2 大雨の後及び3月頃の雪解け時期には、港外に向かう約2ノットの流れができるので注意してください。

3 土砂の流入等による水深減少区域も存在しますので、水路通報等により最新の情報を入手してください。

4 港内航行中、また錨泊中の船舶は、VHF ch16の常時聴取を厳守してください。

5 秋田海上保安部では、ホームページでも海の安全情報等を提供していますので、ご利用ください。



C海域

出港優先

B海域

総トン数が300トン超5,000トン以下であって無線等により常時フェリーと連絡が保たれている船舶以外の船舶は、フェリーとの行き合い及び追い越し禁止

A海域

総トン数が300トンを超える船舶は、フェリーとの行き合い及び追い越し禁止

### 進路の表示

秋田船川港秋田区に入港する国際信号旗を有する船舶は、港則法施行規則により進路信号旗を掲げて進路を表示することとなっています。